平成２２年（フ）第２２６４号
福岡市早良区野芥１丁目14番15号
債務者　田尻　英二
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２６８号
福岡県春日市大土居１丁目110番地レイクサイドパークⅡ・305号
債務者　平嶋眞喜子（旧姓香月）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２６９号
福岡市西区愛宕３丁目１番１号
債務者　山田　和法
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２７８号
福岡市東区唐原７丁目３番14―305号
債務者　市丸　哲也
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２７９号
福岡市東区唐原７丁目３番14―305号
債務者　市丸　里美
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２８７号
福岡県糸島市東324番地４
債務者　中尾　純一
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２８９号
福岡市中央区薬院１丁目６番16号
債務者　中川　　誠
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２９０号
福岡市中央区薬院１丁目６番16号
債務者　中川世紀子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２９７号
福岡県宗像市徳重１丁目６番10号
債務者　大園　志穂
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２９９号
福岡市南区平和４丁目１番20―111号
債務者　坂本　道博
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第３３５４号
名古屋市東区葵１丁目16番26号
破産者　有限会社めぞんひろこおず
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５７４号
名古屋市東区泉２丁目６番17号
破産者　有限会社フェアクリエイション・アズ
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６１１号
愛知県瀬戸市北脇町276番地サンワフードビル２Ｆ
破産者　有限会社フェニックス
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２７３号
福岡市城南区長尾１丁目８番８号
破産者　有限会社三代酒店
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１３号
栃木県那須郡那須町大字伊王野1604番地
破産者　有限会社サトウ縫製
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１４号
栃木県那須郡那須町大字芦野2735番地３
破産者　佐藤　重臣
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４８２号
栃木県真岡市台町2339番地
破産者　久保田和枝
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５４号
栃木県矢板市片岡2448番地96　アーバンライフ格和Ⅱ―103号
破産者　髙木　智一
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第５５号
栃木県那須郡那須町大字高久丙3194番地931、前住所千葉県南房総市千倉町平舘763番地111
破産者　金子　　隆
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第２５９号
新潟市秋葉区柄目木146番地３
破産者　株式会社新潟たかさき
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部